

予防接種事務デジタル化に関する説明会



印西市健康増進課

予防接種事務デジタル化とは

紙の予診票と予診票への接種記録の記入、請求処理を電子で実施する仕組み



医療機関では、オンライン資格確認等システムにより、対象者確認を実施することができ、住民がマイナポータル上で入力した予診票を医療機関内の端末（タブレットやパソコン）で確認し、予防接種を行います。



接種記録の入力を行うことで、そのままオンラインで費用請求することができます。

※デジタル予診票を紙に打ち出すことや、従来どおり紙の予診票での接種、予診票による請求を続けていただくこともできます

現状

① 予防接種実施事務について

- 自治体は紙の予診票や接種券を接種対象者に送付。
- 医療機関（接種会場）は費用請求のため紙の予診票及び請求書を市区町村に送付。
- 自治体が紙の予診票をもとに予防接種台帳に接種記録を入力。

② 予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究について

- 厚生労働省は、自治体が実施する予防接種の実施状況（接種対象者の接種の有無等）を把握できない。
- 予防接種の有効性・安全性に関する調査のための情報基盤がない。

オンライン
資格確認の
基盤を活用

改正後

① 予防接種実施事務の効率化

- 医療機関が個人番号カードを用いたオンライン対象者確認を実施するなど、予防接種事務をデジタル化。
- オンライン対象者確認・オンライン費用請求により、自治体の接種記録の管理、自治体及び医療機関の費用請求・支払事務の効率化

② データベースの構築による効率的・効果的な調査・研究を可能とする

- 自治体は予防接種の実施状況（接種対象者の接種の有無等）を厚労大臣に報告しなければならないこととする（オンライン対象者確認・オンライン費用請求により、上記の報告を効率化）。
- 予防接種の実施状況・副反応疑い報告の匿名データベース（予防接種データベース）を整備。NDB等との連結も可能に。
→ 予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究の充実。

デジタル化の概要

【接種対象者】 予診票の電子化により、何度も手書きする手間がなくなる。

接種勧奨の通知をスマートフォンで受け取ることができる。また、過去の接種記録を参照できる。

里帰り出産等の例外的な住所地外接種を希望する方の事前申請等の現在の手続きが不要となる。

【医療機関】 電子的に過去の接種記録の確認や接種間隔等をシステムでチェック可能となり、間違い接種防止に繋がる。

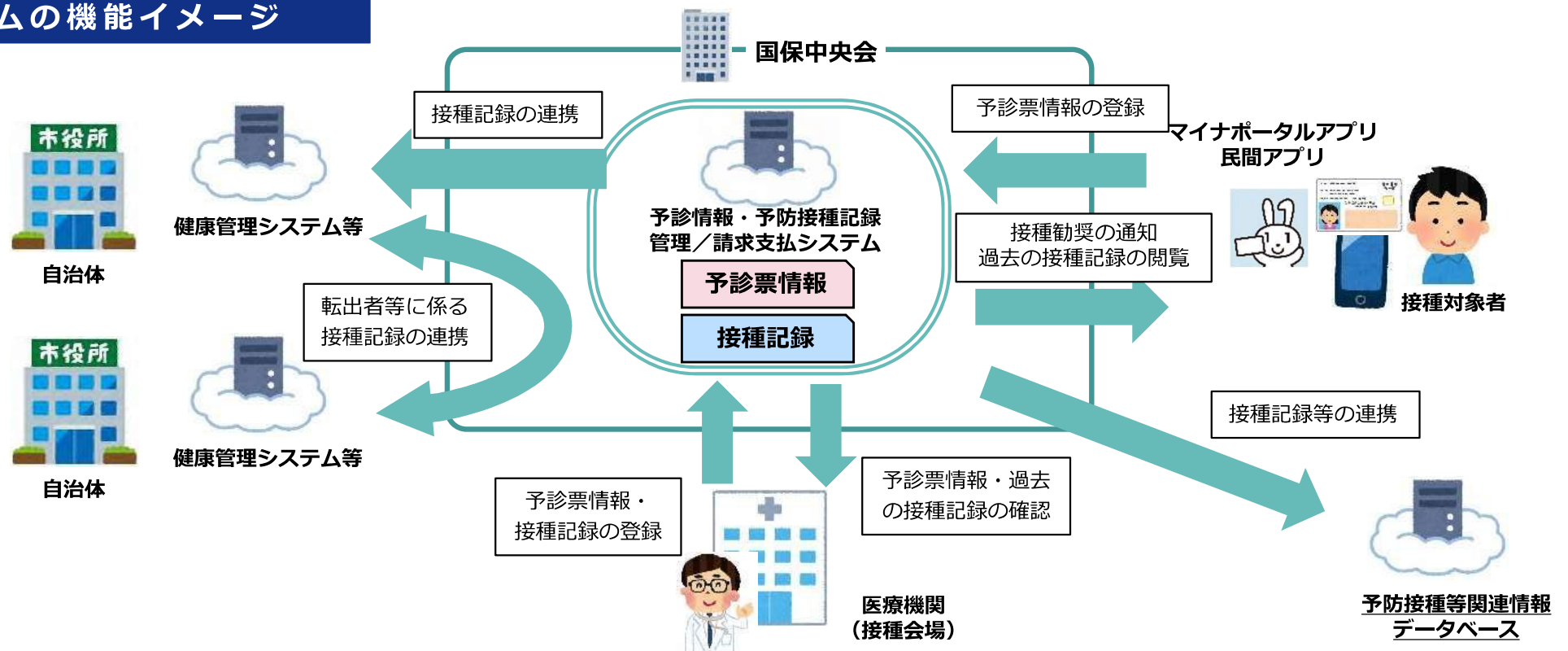
接種記録を電子的に登録することができ、市区町村に紙の予診票や請求書の送付が不要になる。

【市区町村】 接種対象者のスマートフォンにデジタル予診票や接種勧奨のお知らせを送付できる。

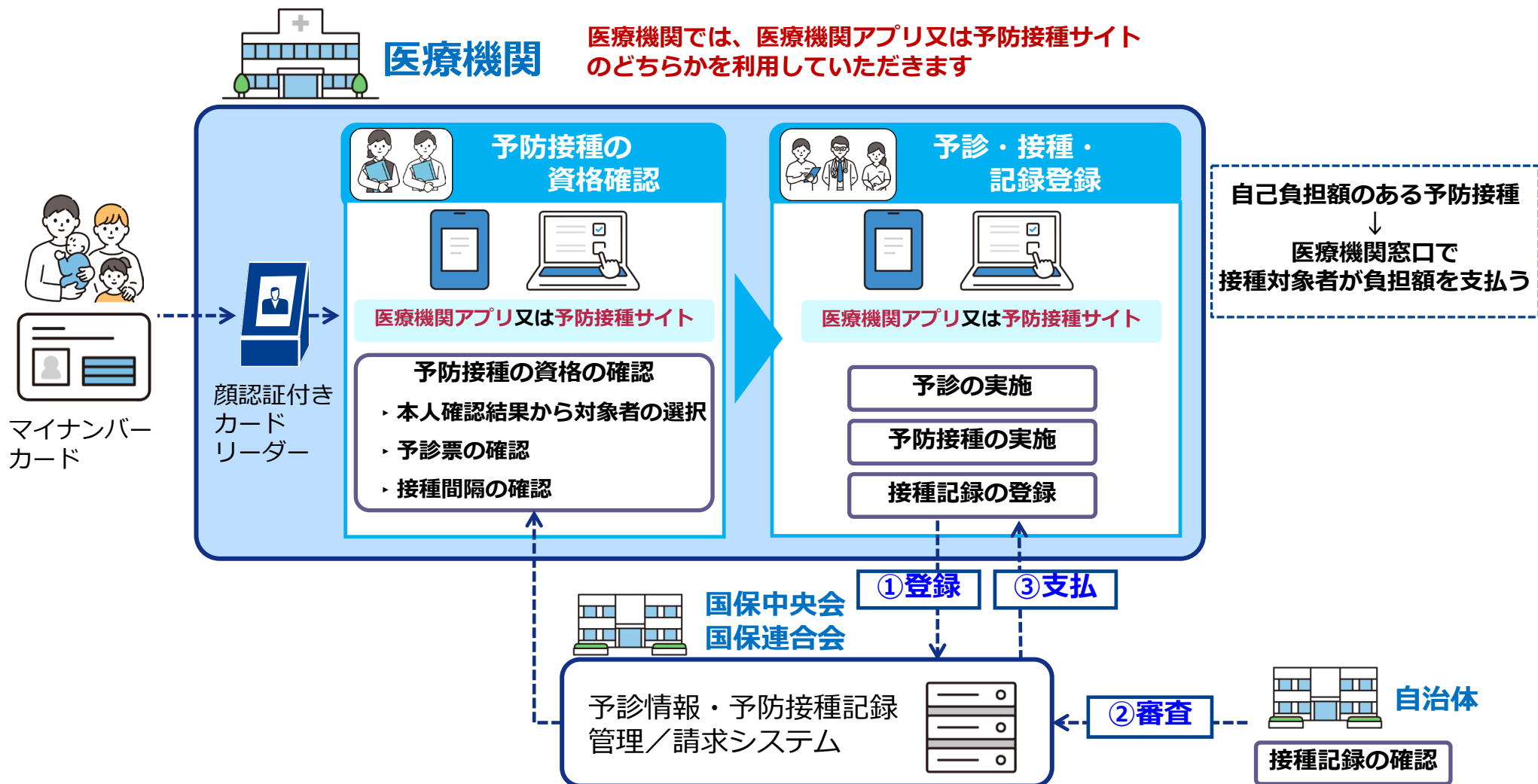
医療機関が電子的に登録した接種記録が市区町村に連携され、接種記録のシステムへの入力が必要となる。

転出入があった場合でも、市区町村間で連携して住民の過去の接種記録を閲覧できる。

システムの機能イメージ



デジタル化後事務フロー（全てデジタルで行う場合）



※デジタル予診票を紙に打ち出すことや、従来どおり紙の予診票での接種、予診票による請求を
続けていただくこともできます

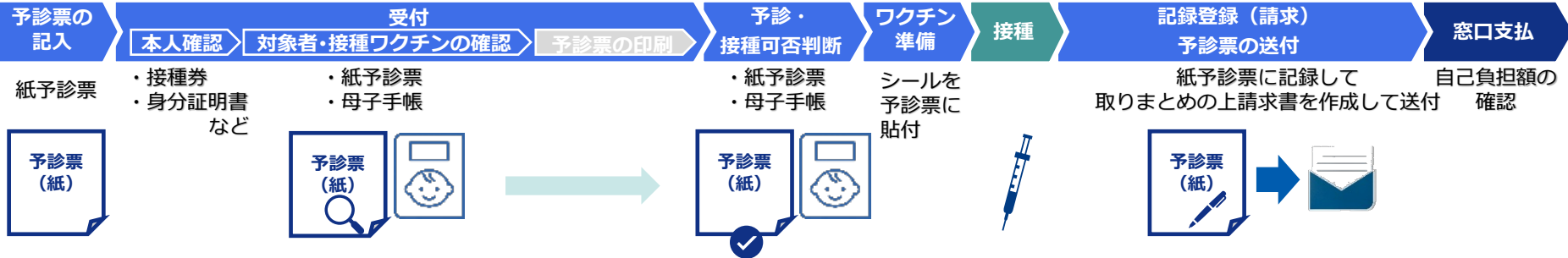
医療機関内におけるデジタル予診票への対応方法

- 医療機関でのデジタル化の実現方法として、当面は、**医療機関アプリ**又は**予防接種サイト**のいずれかを選択していただきます。それぞれの概要は下表のとおりです。
- デジタル化にあたっては、医療機関の既存端末等を使っただけの工夫もしつつ、新たに端末等の機器導入が必要となった場合の経費については、補助等の仕組みを現在検討しているところです。今後、詳細が判明したところでご案内申し上げます。
- なお、**電子カルテ改修（特にクラウド型）により、予防接種事務のデジタル化に対応できるよう準備中**です。

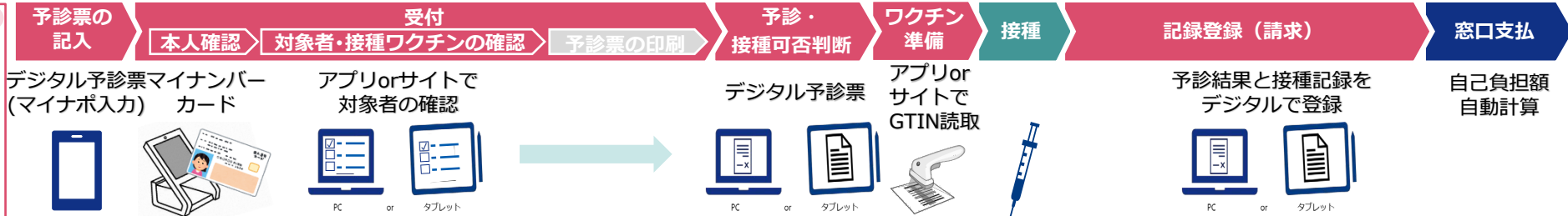
	医療機関アプリ	予防接種サイト
使用端末	タブレット端末又はパソコン ※インターネット接続が可能な端末	電子カルテ端末やレセコン端末等 ※オン資NWと接続されている医療機関内の端末
提供する機能	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムと情報連携しており、 医療機関において、 ・ 住民が登録したデジタル予診票の閲覧 ・ 過去の予防接種記録の閲覧 ・ 予防接種記録の登録 等を行うことができます。	
使用ネットワーク	インターネット	オン資NW
利用にあたって	医療機関アプリの利用契約は自治体が締結し、アプリ利用料を負担します。 医療機関では、インターネットに接続が可能な端末を用意いただく必要があります。	オン資NWの接続の整備が必要となります。 一度接続作業を実施すれば、以後作業が生じることは基本的に想定されません。

予防接種事務デジタル化の業務の流れ～新旧比較

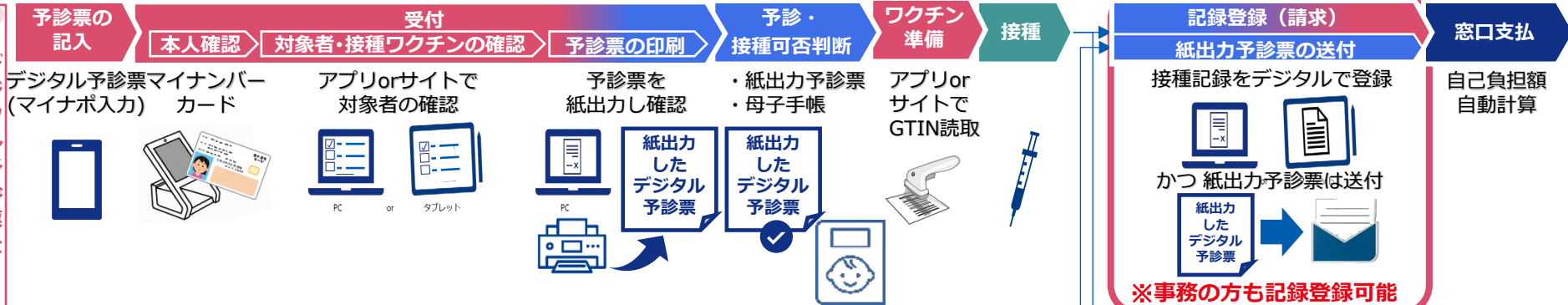
現状



1 すべてデジタルの場合



2 デジタル化後 確認に打ち出す紙の予診票を



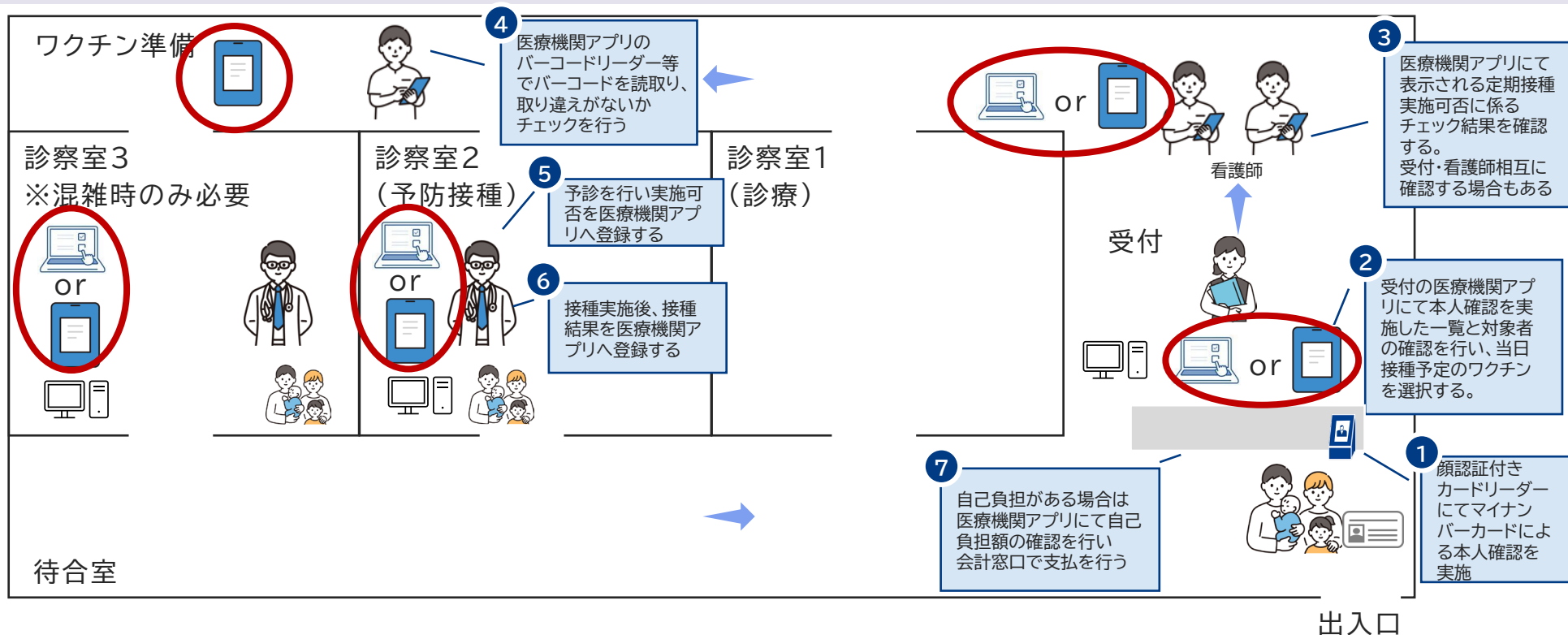
3 紙の予診票場合



<参考例> A類×医療機関アプリ（イメージ）

診療所

- 医療機関アプリを利用するためのインターネット接続端末（タブレット又はPC）を受付2台、ワクチン準備室1台、診察室各1台を配置する。
- 土曜は予防接種数も増加するため入力業務の負担が大きくなることから、医療機関によってはPC端末でキーボード操作ができた方が効果的である場合も想定されます。



凡例



顔認証付きカードリーダー



タブレット



マイナンバーカード



電カル等PC



インターネットPC

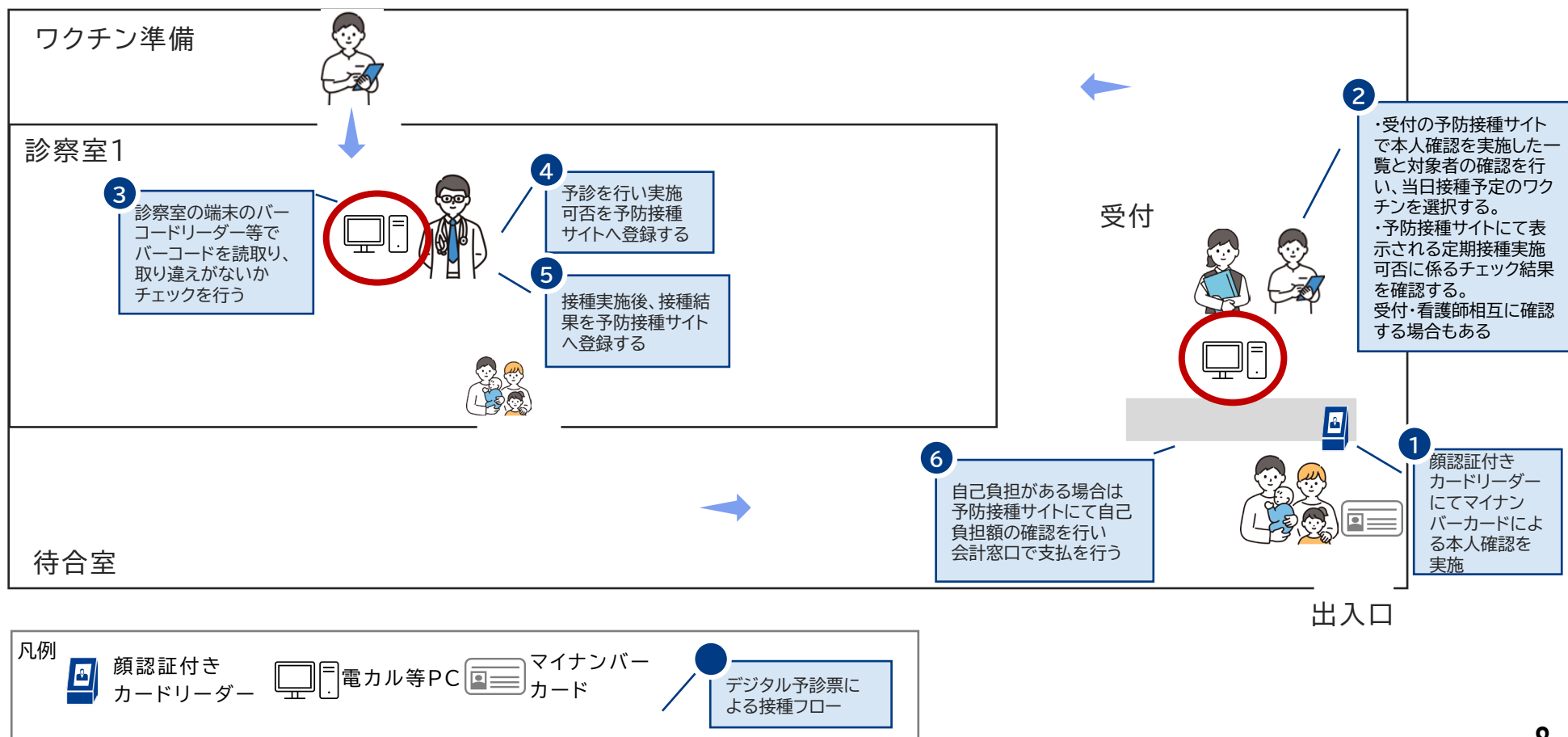
デジタル予診票による接種フロー

<参考例>

A類×予防接種サイト（イメージ）

診療所

- 予防接種サイトは通常診療で利用している電子カルテ、レセコン等オンライン請求ネットワークに接続された端末を活用いただくことで利用可能です。
- ワクチン準備の際に予防接種サイトの利用可能な端末がない場合、診療室の端末にバーコードリーダーを接続し、バーコードの読取りを行っていただきます。

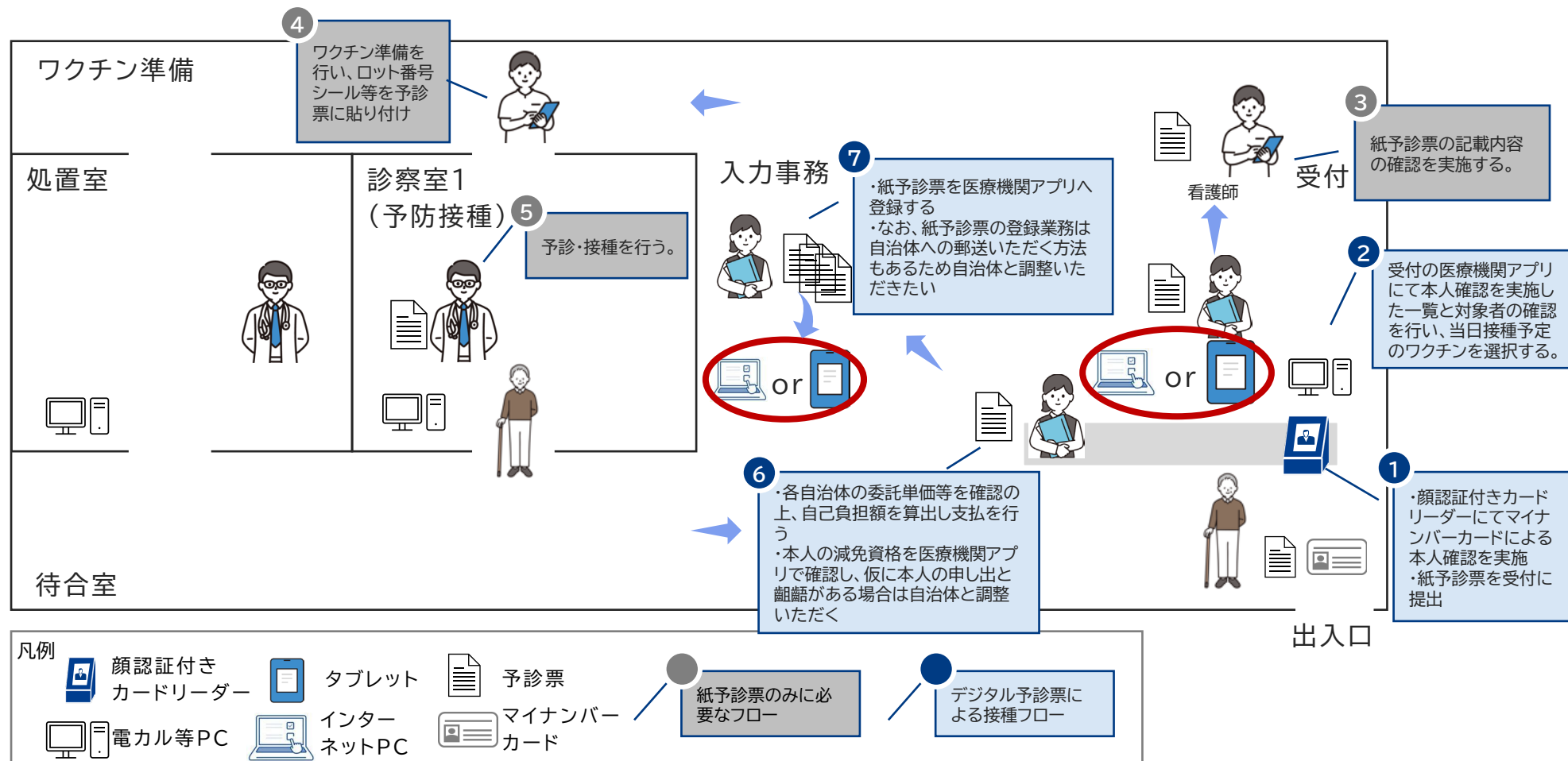


<参考例>

B類（インフル・コロナの場合）×医療機関アプリ（イメージ）

診療所

- インフル・コロナワクチンは例年約500件/月程の接種実績となり、通常約200件程度であることから10月～11月のピーク時は倍以上に増加する。
- ピーク時などは、例えば、デジタル予診票を印刷し、紙予診票と同じフローとすることが想定される。

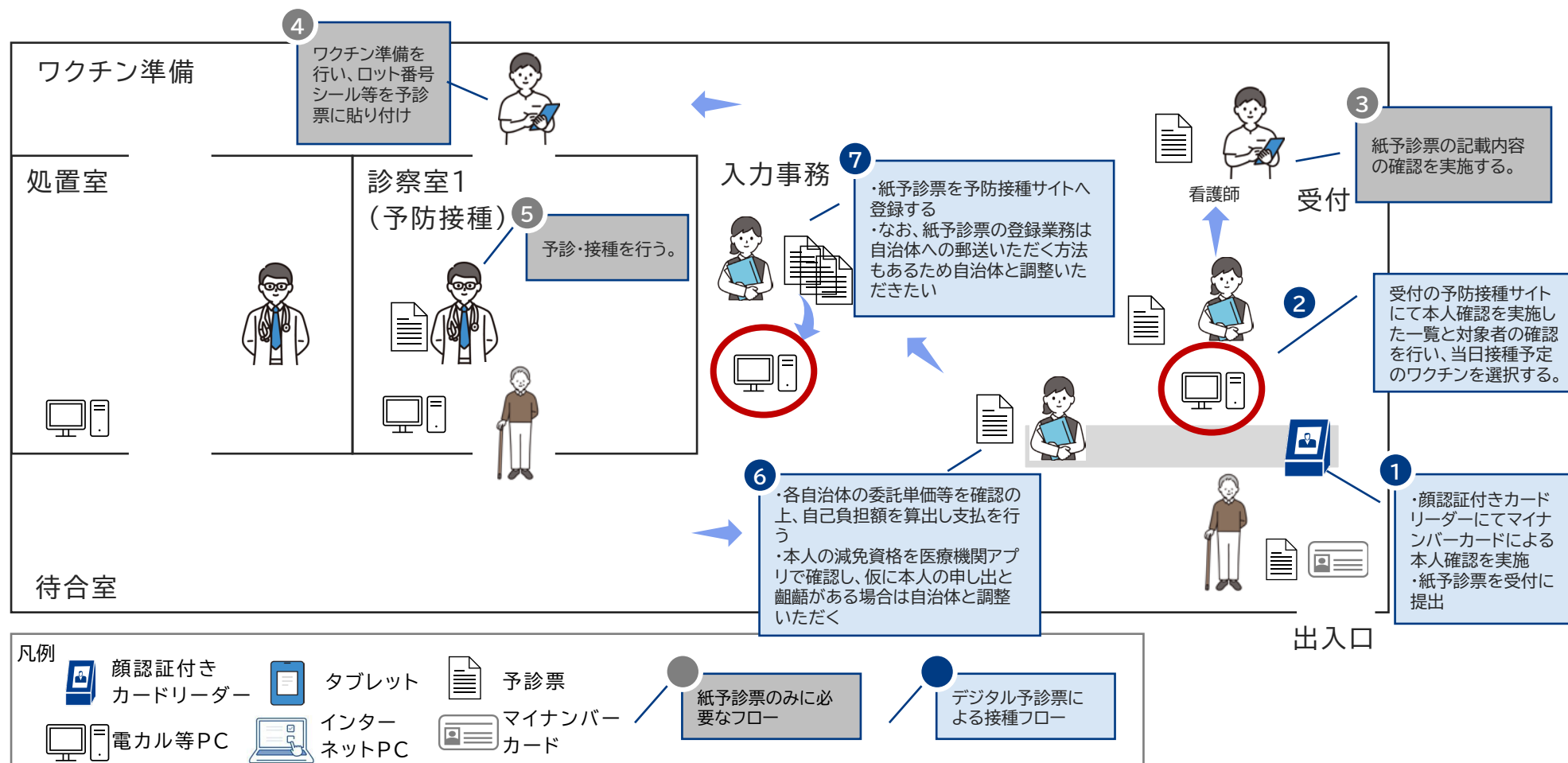


<参考例>

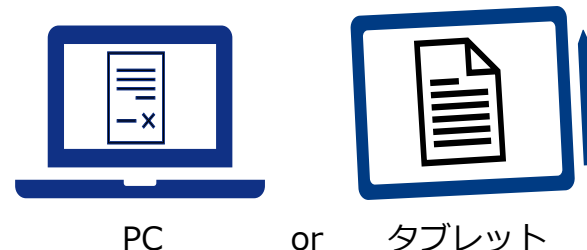
B類（インフル・コロナの場合）×予防接種サイト（イメージ）

診療所

- インフル・コロナワクチンは例年約500件/月程の接種実績となり、通常約200件程度であることから10月-11月のピーク時は倍以上に増加する。
- ピーク時などは、例えば、デジタル予診票を印刷し、紙予診票と同じフローとすることが想定される。



医療機関アプリとは



- 医療機関アプリとは、民間事業者が開発したアプリです。予診情報・予防接種記録管理／請求システムとの情報連携の仕様（入出力する情報の項目等）は国において示しており、それに準拠しています。
- 医療機関アプリは、PCまたはタブレットで利用いただけます。
- 医療機関アプリと予予・請求システムとの間は、セキュリティを担保したインターネットを利用しており、医療機関内のオンライン資格確認等システムと接続するためのオン資NWは利用しません。

接種対象者一覧から、予防接種の資格確認を行う者を選択



受付

1. 資格確認対象者の選択

2. 予診票の確認

1. 資格確認対象者の選択

検索条件に合致する者が一覧として表示されます。この中から予防接種の資格確認を行う者を選択します。

2028年9月30日

予防接種対象者一覧

	氏名	生年月日	性別		
☐	コウロウ タロウ 厚労 太郎	2026年6月8日 2歳3か月	男	予診票	接種記録
☐	コウロウ ジロウ 厚労 次郎	2026年8月7日 2歳1か月	男	予診票	接種記録
☐	ヨボウ ハナコ 予防 花子	2026年4月22日 2歳5か月	女	予診票	接種記録
					選択

接種対象者が回答した予診票から、その日に予診・接種を行うワクチンを選択



受付

1. 資格確認対象者の選択

2. 予診票の確認

2. 予診票を確認する

選択した者が予診票の回答を完了している予防接種の一覧が表示されます。

※予診票の回答は事前にマイナポータルで行われています。

2028年9月30日

予診票

コウロウ タロウ
厚労 太郎

2026年6月8日
2歳3か月

男

36.5度
(診察前の体温)

未接種

☐ ロタウィルス 2回目

☐ 小児肺炎球菌 2回目

医師

保護者/本人

未判断

未確認

未判断

未確認

⚠

ロタウィルス 2回目 は前回接種から十分な期間が開いていない可能性があります。

受付時に体温入力が可能

- ▶ 一覧には、予防接種の資格情報に関する注意事項（対象期間外の場合や注意すべき接種間隔等）も表示されます。
- ▶ 予防接種の一覧の中から、その日に予診・接種を実施するワクチンを選択して、予診票の受付（＝予診票の確認）を行います。

接種を行うワクチンのバーコードを読み取り、ワクチン情報を登録



準備室
(看護師)

1. ワクチン情報の
読み込み

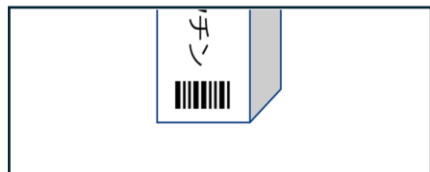
2. ワクチンの
チェック

3. デジタル予診票
による予診

1. ワクチン情報の読み込み



バーコードスキャン



ワクチンの箱にあるバーコードをスキャンしてください
ワクチン情報を読み取ります

ワクチン情報の自動入力は、
カメラまたはバーコードリーダー等で行う

2. ワクチンのチェック

ワクチン情報

GTINコード 必須

ワクチンの製造ロット番号 必須

ワクチン有効期限 必須

接種量 必須

- ▶ アプリのカメラ機能や、バーコードリーダーでバーコードを読み取ることなどで、製品名、ロット番号、有効期限等の**ワクチン情報が自動で正確に取得**される。
- ▶ 有効期限を確認し、接種が可能か判断する。

予診票の確認・修正を実施し、医師の判断のもと接種可否を登録



診察室
(医師)

1. ワクチン情報の
読み込み

2. ワクチンの
チェック

3. デジタル予診票
による予診

3. デジタル予診票による予診

予診票

コウロウ タロウ 2026年6月8日 男
厚労 太郎 2歳3か月

ロタウィルス2回目 (診察前の体温) 36.5度

確認 (必須)		回答	医師回答修正	医師コメント
☐	今回受ける予防接種について市区町村から示されている説明書を読みましたか	●はい ○いいえ		
☐	今回の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。	●はい ○いいえ		
☐	【被接種者が乳幼児（小学校に就学するまでの者）の場合に記入してください。】 お子さんの発育歴についておたずねします。	2000g		
☐	分娩時に異常がありましたか。	●なかった ○あった		
☐	出生後に異常がありましたか。	●なかった ○あった		

医師名: 厚労 次郎

実施できる 見合わせる

医療機関側で予診内容の修正
や医師コメントがあれば追記

一括チェックも可能

医師の判断を実施後
次のステップにすすむ

接種記録の自動入力・費用請求

1. 接種記録の作成・登録・費用請求

2. 窓口支払



診察室
(医師)

1. 接種記録の作成・登録・費用請求

ロタウイルス（5価）2回目 次へ→

GTINコード 必須	接種方法 必須
14568290393847	その他 ☒
ワクチンの製造ロット番号 必須	その他（接種方法）
Y004328	
ワクチン有効期限 必須	接種部位 必須
2028-12-12	その他 ☐
接種量（ml） 必須	その他（接種部位）
2.0	
ワクチンメーカー 必須	
MSD	
ワクチン名 必須	
ロタデック	

(※)

基本情報

実施日 必須	実施場所（医療機関コード） 必須	医師名 必須
2025-12-12	〇〇病院	

時間外・休日 ☒ 時間外 ☐ 休日 ☐ 該当なし

接種対象者区分の訂正 ☒ 高齢者定期接種対象 ☒ 長期療養区分

減免区分の訂正 ☒ 生活保護 ☐ 非課税 ☐ 中国残留邦人 ☐ 障がい ☐ その他

修正理由

接種情報

予防接種管理番号 必須	ワクチン通称 必須	期 必須	回数 必須	回数通称 必須
12345678	〇〇			

実施区分 ☒ 個別 ☐ 集団

接種区分 ☒ 接種 ☐ 予約のみ

(※) 準備室でバーコード読み取りをしている場合、入力は不要

予防接種サイトとは



予防接種サイト

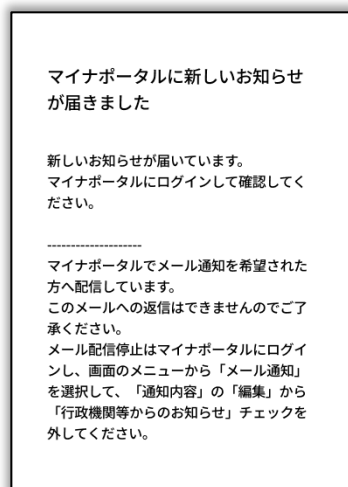
- 予防接種サイトとは、オンライン資格確認にて利用しているオン資NWと接続されている医療機関内の端末（電子カルテ端末やレセコン端末のこと）を用いて閲覧するサイトのことです。
予診情報・予防接種記録管理／請求システムがサイトの画面を提供します。
- 利用するにあたり、医療機関内のオン資NWの接続の整備が必要となります。
- 実際の操作については別添「予防接種サイトマニュアル」のとおり

マイナポータルの画面イメージ

① マイナポータルによるデジタル予診票の入力・過去記録参照等

- 接種勧奨の通知を受信（マイナポータルでメール通知を希望した場合）したら、マイナポータルの「お知らせ一覧」から予防接種情報を確認することができます。
- 現行仕様ではご自身で設定しないとメール通知されません。住民への周知が必要です。

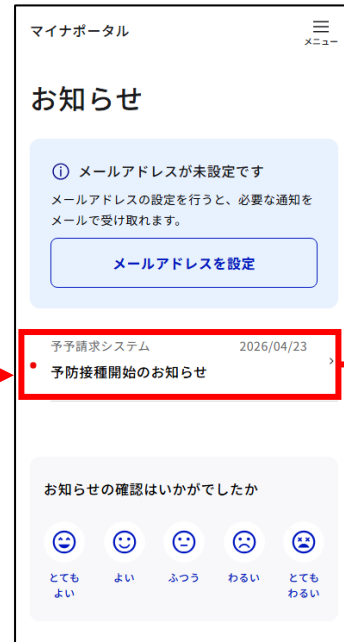
1
受信したマイナポータル
のお知らせメールからマ
イナポータルにアクセス



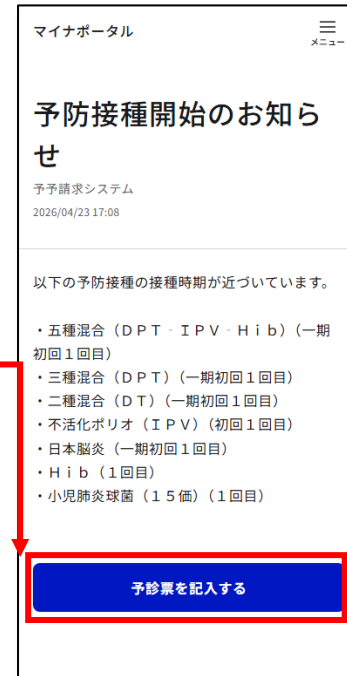
2
トップページより「お知
らせ」を選択



3
お知らせの一覧画面より
「予防接種のお知らせ」
を選択



4
「予防接種トップへ」を
選択



5
予防接種情報（予診票の
記入状況・接種状況な
ど）を確認



② マイナポータルによるデジタル予診票の入力・過去記録参照等

- 予診票トップページから記入を開始し、画面の案内に沿って**予診票を入力・提出**します。

1
予防接種情報一覧（これから）より接種予定の予防接種を選択

2
予診票トップページより「入力をはじめる」を選択

3
画面の案内に沿って予診票を入力

4
入力内容を確認し、「この内容で回答」を選択

5
予診票の回答が完了し、医療機関などで予防接種を受信

③ マイナポータルによるデジタル予診票の入力・過去記録参照等

- 過去の予防接種記録を閲覧し、必要に応じて予防接種済証をダウンロードすることができます。

1 予防接種情報一覧（過去）より接種記録を閲覧

日付順

マイナポータル

予防接種

予防接種の予定・接種記録

これから 過去

日付順 ワクチン別

「日付順」表示では定期接種、臨時接種、任意接種（自治体による費用助成あり）が表示されます。

2026年4月

五種混合（DPT-IPV-Hib） 定期

4回目/一期追加
接種日：2026/04/01

2026年3月

麻疹風しん混合（MR）1期 定期

1回目/一期
接種日：2026/03/01

Hib 定期

4回目
接種日：2026/03/01

小児肺炎球菌（13価） 定期

4回目
接種日：2026/03/01

ワクチン別

マイナポータル

予防接種

予防接種の予定・接種記録

これから 過去

日付順 ワクチン別

「ワクチン別」表示では定期接種・臨時接種の記録が表示されます。なお、一部の接種記録については、表示されない場合があります。

B型肝炎 定期

1回目 2回目 3回目
接種済 接種済 接種済
2023/03/01 2023/04/01 2023/09/01

ロタウイルス 定期

1回目 2回目 3回目
接種済 接種済 接種済
2023/03/01 2023/04/01 2023/05/01

四種混合（DPT-IPV）1期 定期

1回目 2回目 3回目 4回目
一期初回1回目 一期初回2回目 一期初回3回目 一期追加
記録なし 記録なし 記録なし 記録なし

2 予防接種情報一覧（過去タブ）より「予防接種済証一覧へ」を選択

マイナポータル

予防接種

予防接種の予定・接種記録

これから 過去

日付順 ワクチン別

「ワクチン別」表示では定期接種・臨時接種の記録が表示されます。なお、一部の接種記録については、表示されない場合があります。

B型肝炎 定期

1回目 2回目 3回目
接種済 接種済 接種済
2023/03/01 2023/04/01 2023/09/01

ロタウイルス 定期

1回目 2回目 3回目
接種済 接種済 接種済
2023/03/01 2023/04/01 2023/05/01

予防接種済証

これまで受けた予防接種の接種済証がPDF形式で閲覧できます

予防接種済証一覧へ

3 予防接種済証一覧より「予防接種済証を表示」を選択

マイナポータル

予防接種

予防接種済証

2026年6月1日以降に受けた予防接種済証がPDF形式で閲覧できます

五種混合（DPT-IPV-Hib） 定期

予防接種済証を表示

ヒトパピローマウイルス（9価） 定期

予防接種済証を表示

新型コロナウイルス 定期

予防接種済証を表示

5 必要に応じて予防接種済証をダウンロード

PDF形式の予防接種済証の表示例

PDF形式の予防接種済証の表示例

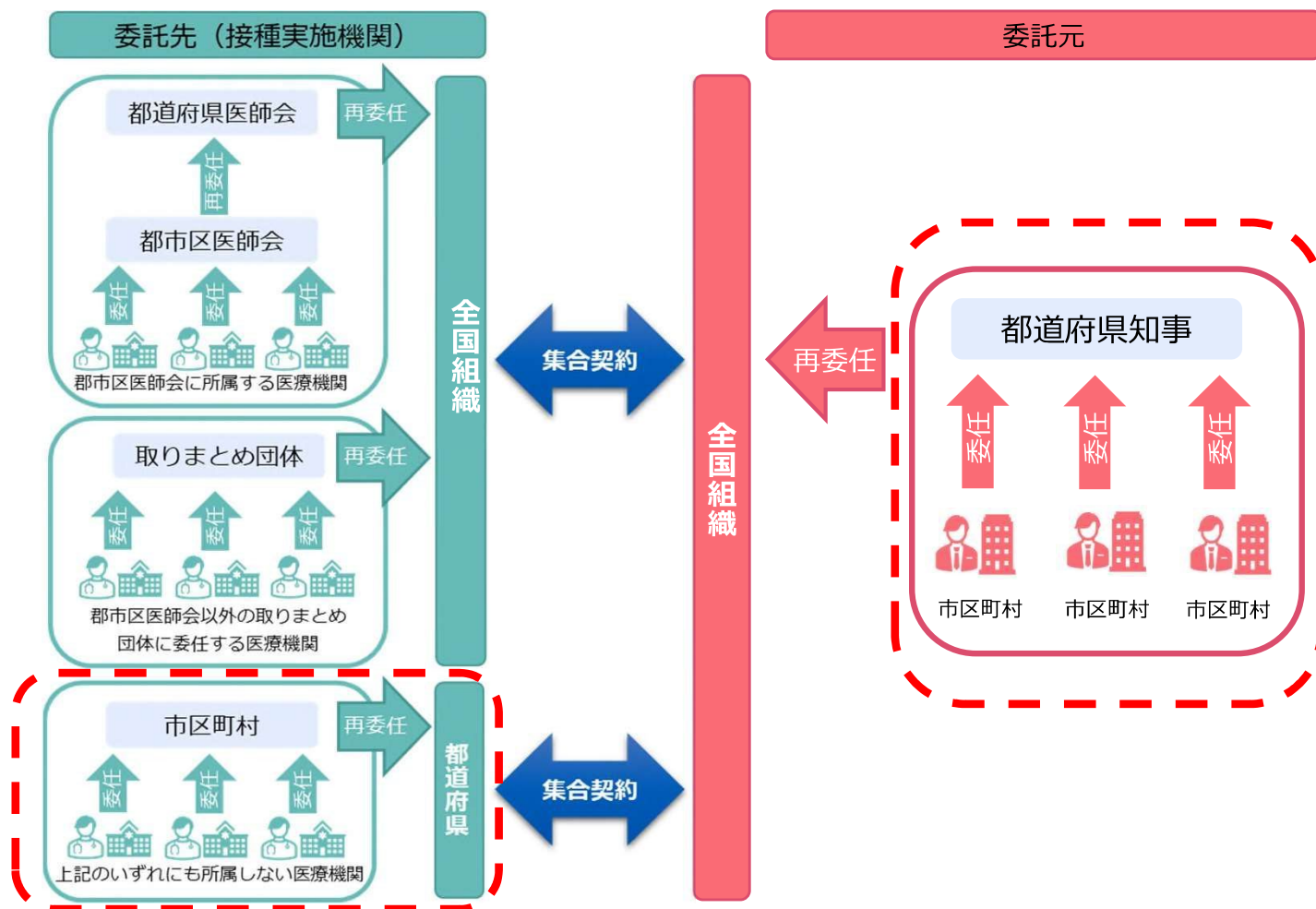
令和10年4月以降の集合契約の対象範囲

- 自治体は住民が管轄外の医療機関において予防接種を受ける場合においても、住民による事前又は事後の手続きがなくても委託料の支払いを当該医療機関に対して行うことができるよう、契約を希望する全国の医療機関と契約を締結するものとします。
- ただし、**令和8年6月から健康管理システム標準仕様書3.1版の適合基準日である令和10年4月以降の今後定める時点までの間（過渡期）における集合契約の対象範囲は、デジタル化対応自治体と当該自治体に所在する医療機関のみとなる点に留意が必要です。**

契約範囲区分	アクション	定期接種	任意接種
医療機関側	契約締結	全市区町村一括選択	同左
	接種費用登録	不要	必要
自治体側	契約締結	全医療機関一括選択	全医療機関一括選択 or 自治体内医療機関のみ (所在地から自動判断)
	医療機関の契約解除	医療機関の所在市区町村が契約解除すると、全市区町村からも契約解除となる	同左
	委託（助成）単価登録	手技：予診のみ、時間帯（夜間等） 被接種者属性：年齢、生活保護、非課税世帯、 中国残留邦人 接種場所パターン：公営・私営、自自治体内外	同左

予防接種委託契約（集合契約）の概要

- 風しん5期や新型コロナウイルスに係る予防接種委託契約と同様、全国の医療機関と全国の自治体間で、予防接種委託契約の集合契約を締結する。
- 市区町村は都道府県に集合契約システム上で委任状を申請する必要がある（下図右の赤枠）。
- また、市区町村は医師会等に所属しない医療機関からの委任状の申請を確認し、都道府県に再委任の申請を行っていただく予定（下図左下の赤枠）。
- なお、委任先や再委任先に関しては現在調整中であり、今後変更の可能性があるためご留意いただきたい。



質問等について

この動画や予防接種事務デジタル化に関するご質問等については、メール又はFAXで受け付けします。 **質問受付締切：8月17日（月）**

任意の書式（メールの場合はベタ打ちも可）に内容を記入の上、下記までお送りください。取りまとめの上、後日一斉回答させていただきます。

<送信先>

印西市 健康増進課 感染症予防係 藤崎・萩原 宛

メール: kenkouka@city.inzai.chiba.jp

FAX: 0476-46-7770

※医療機関名と回答の送信先（メールアドレス又はFAX番号）も併せて記載いただくようお願いいたします。